

# ジョーの窓辺…………… No.12

「広報とよやま」に毎月コラムを書きます。びっくりしたこと、日本で生活し、ちょっと困ること、日本のいいことなど、たっぷり書きたいと思います。



そろそろ今年も終わりに近づき、新しい年を迎える。豊山町に住んで一年以上経った。あっという間だった。様々な人に出逢ったり、新しいことに挑戦したり、自分の器を試されたりして、有意義な時間を過ごした。自分が成長したことを感じられて、今年よりも来年はもっと頑張れそうだ。

さて、今月のテーマだが、アメリカの年末年始の過ごし方について書きたいと思う。友人から聞くところによると、元日に神社に行ってお参りすることが年末年始の古典的な過ごし方だという。日の出を見にでかける人も多いと聞いた。アメリカは神仏の国じゃないので、お参りはしない。サンクスギビング(アメリカの感謝祭)といえば七面鳥!というようなお決まりの食事もない。「この日にこれを食べる」というような日ではない。

では、アメリカでは年末年始をどんなふうに通ずのかというと、パーティーに行くか、家族と一緒に過ごすか、またはひとり気ままに通ずる人もいる。そして、年末年始と言えば花火だ。花火大会が欠かせないイベントだ。僕も子どもの頃にシアトルのスペースニードルから花火が上がるところをよく観に行ったものだ。家で花火をする家庭もあり、僕も浜辺でお父さんとお父さんの友達と一緒にロケット花火で遊んだといういい思い出がある。

職場や家庭で新年のイベントもあり、自慢料理を作って持ち寄る「ポットラック」というパーティーがある。職場の仲間と食べ物をシェアして絆を深めるためのものだ。料理のジャンルは特に決まっておらず、タイ料理や、アメリカ料理、ベトナム料理など、普段は食べない料理を試すことができる。「ポットラック」はホームパーティーと似ていて、自慢料理、スーパーで買ったおやつとお酒を持っていくのがお決まりだ。お酒を飲み交わし語り合いながら友人と一緒に新年を迎えるというのはアメリカ式だと言えるかもしれない。職場でのイベントは、どんどん消えていく中、変わらず続けている職場もまだある。



ポットラックの様子

皆さん、よいお年をお迎えください!

英語のワンポイントレッスン  
What are you bringing to the potluck?  
(ポットラックに何を持っていくの?)

## 相談

### よろず相談

12月6日(水) 13:00～15:00  
役場3階会議室3  
相談員: 行政相談員・人権擁護委員  
問 総務課総務財政グループ ☎28-6003  
福祉課福祉グループ ☎28-0912

### 不動産無料相談

不動産に関する取引と悩み事の相談。  
12月21日(木) 13:00～16:00  
北名古屋市社会福祉協議会本所1階相談室  
問 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会  
西尾張支部 ☎0586-81-3344

### 心配ごと相談

12月19日(火) 13:30～15:00  
総合福祉センターしいの木2階相談室  
相談員: 民生児童委員  
問 社会福祉協議会 ☎29-0002

### 女性相談(要予約)

12月21日(木) 10:00～15:30  
役場1階 相談室  
相談員: 愛知県女性相談員  
問 福祉課福祉グループ ☎28-0912

### いのちの相談

「いのちの電話」通話無料  
毎日 16:00～21:00  
毎月10日 8:00～翌日の8:00  
☎0120-783-556  
「名古屋いのちの電話」通話有料  
24時間いつでも  
☎052-931-4343  
問 福祉課福祉グループ ☎28-0912

### 成年後見センター 法律相談(要予約)

認知症、知的障がい、精神障がい等の方の契約や財産管理について、弁護士による成年後見制度の法律相談。  
12月14日(木) 10:00～正午  
総合福祉センターしいの木2階相談室  
問 社会福祉協議会 ☎29-0002

### 消費生活相談

①12月6日(水)、②12月20日(水)  
13:00～15:00  
役場3階会議室3  
相談員: 消費生活相談員  
問 まちづくり推進課まちづくり推進グループ  
☎28-0944

### 障がい者就業相談(要予約)

月曜日～金曜日(祝日除く)  
8:30～17:15  
役場1階 相談室  
相談員: 尾張中部障害者就業・生活支援センター職員  
問 福祉課福祉グループ ☎28-0912

### ひとり親家庭支援・就業相談

12月12日(火) 10:00～15:30  
役場1階 監査委員室  
相談員: 愛知県母子・父子自立支援員  
問 子ども応援課子ども応援グループ  
☎28-0936  
Kikottoアプリ「地空人くんの予約アテン」から予約できます

### 法律相談(要予約)

弁護士による無料の法律相談。  
予約状況により来月以降の申込となります。  
(1人30分程度)  
12月20日(水) 15:00～17:00  
役場3階会議室4  
対象: 町内在住・在勤の方(1人2回まで)  
予約: 前日までに電話か役場3階11番窓口で申込  
問 総務課総務・財政グループ ☎28-6003